

多世代交流スペース施設利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多世代交流スペースの「若者クリエイティブコンテナ」及び「しばふ広場」（以下、「施設」という。）を貸し切って利用する場合に必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 施設の利用は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。ただし、しばふ広場を除いた施設は、非営利的な活動に限定する。

- (1) 多世代が集い交流できる活動
- (2) 起業・創業に関する活動
- (3) 移住定住に関する活動
- (4) 地域の活性化に繋がる活動
- (5) その他、市長が適当と認めた活動

(利用日時)

第3条 施設を利用できる時間は、別表1のとおりとする。ただし、宇部市が特別に認めた場合には、この限りではない。

(利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、原則として施設を利用しようとする日から起算して3か月前の日から一週間前までに、施設利用申請書（様式第1号）に添付書類を添えて宇部市へ申請し、承諾を受けなければならない。

(利用承諾)

第5条 宇部市は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、利用を承諾する。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 施設が破損、又は滅失するおそれがある場合
- (4) 利用申請日が、既に利用を承諾した他の活動等の利用日と重複する場合
- (5) 申請者が、宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団密接関係者と認められる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、承諾することが不適當と認められる場合

2 宇部市は、前項の規定に基づき利用承諾した場合は、施設利用承諾通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、施設利用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用承諾を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された利用目的のみに利用し、宇部市の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 第三者へ転貸しないこと。
- (3) 施設は常に良好な状態で利用し、利用後は備品等を元の状態にすること。

- (4) 若者クリエイティブコンテナでは火気及び危険物を利用しないこと。
- (5) しばふ広場においても原則、火気及び危険物を利用しないこと。ただし、不燃物シートを利用する等して、火災及び芝生保護に万全の対策を講じる場合には、火気の使用を認める。
- (6) 利用中に破損や汚損等があれば、速やかに宇部市へ連絡すると共に原状回復すること。
- (7) 施設を利用する際は、大きな騒音の発生などの迷惑行為を行わないよう周辺住民に対して十分な配慮を行うこと。
- (8) 施設内では禁煙に努めること。
- (9) しばふ広場の電源を利用する場合は、電源ボックスの鍵の施錠を確実にし、承諾通知時に知った暗証番号について、他人に口外しないこと。

(利用料)

第7条 施設の利用料は、無償とする。

(承諾内容の変更)

第8条 利用者は、第5条第1項の規定による利用承諾を受けた内容について変更しようとするときは、直ちに宇部市へ申し出、承諾内容変更についての承諾を得なければならない。

(利用承諾内容の取消)

第9条 宇部市は、利用者がこの要領及び承諾内容に違反していると認められる場合は、当該施設の利用承諾を取消することができる。

2 前項の承諾の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 宇部市は、承諾を取消されたことにより利用者に生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(利用状況の報告)

第10条 利用者は、施設の利用後速やかに施設利用実施報告書（様式第4号）を宇部市に提出しなければならない。

(損害の負担)

第11条 利用者は、施設の利用に当たり第三者又は宇部市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の責任)

第12条 施設の利用により、行事に参加した者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対して、宇部市は一切その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

施設の利用可能日時
1 若者クリエイティブコンテナ
・ 午前10時から午後6時まで。
2 しばふ広場
・ 午前9時から午後9時まで。